

議 事 録

会 議 名	平成29年 第5回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成29年5月26日(金)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 3階 議会第1会議室		
出席委員	<p>会長：8番 後藤 進 会長職務代理：6番 藤井明男 委員：1番 木内幹雄 2番 佐藤 晃 3番 大久保泰明 4番 市川澄雄 5番 金子幸一 7番 吉田勝己</p> <p style="text-align: right;">合計8名</p>		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：高橋恵一 副主幹：角田直幸 主査：広田智之 主任主事：小宮正道		
議 事	<p>日程 第1 農地造成工事施工承認願について 日程 第2 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第3 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第4 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第5 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について 日程 第6 寒川町農地利用最適化推進委員選考の基準（案）について 日程 第7 寒川町農地利用最適化推進委員の選考について</p>		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成29年第5回定例総会を開会いたします。 出席委員は全員で、定足数に達していますので、総会は成立しています。 本日の議事録署名人に、7番 吉田委員と8番 私後藤を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第により日程第1 農地造成工事施工承認願について議案 番号28号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：（議案番号28号を朗読）（説明） 当該地は、位置図にありますとおり日鉱金属(株)みどり社宅北東約200m にある農業振興地域内にある田です。 所有者は、田を盛土して畑として使用、小松菜、ほうれん草、ねぎ等を耕 作することを希望しています。当該地南側と北側の一部は現況畑になっ ていますが、所有者から同意書が提出されています。西側は宅地になっ ているので、影響はありません。</p> <p>会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 2 番：5月18日事務局と現地調査してきました。 現地は畑か田か分からない高さの農地のため、不都合が生じている様子で した。そのことを解消するため、今回の造成の承認願となったようで、問 題ないと考えます。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件について発言の ある方は挙手願います。</p> <p>3 番：地目は田となっていますが、現況も田ですか。 2 番：現況は田ですが、中間的な高さとなっています。 3 番：周囲の農地の高さは。 2 番：周囲も造成済みで、当該地より高くなっています。そのことにより今回の 造成に至ったようです。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号28号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号28号は原案のとおり許可証を交付する ことに決定いたします。</p>		

会 長：次に日程第2、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について議案番号29号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号29号を朗読）（説明）

当該地は、田端地区東側の農用地で、アズビル湘南工場の西側約100mに位置しており現況については田です。

当該地につきましては、それぞれ平成26年から利用権設定され、2回目の更新です。期間については変わらずの3年間です。

借り手は他にも利用権設定の実績があり、家族4人で耕作しており、トラクター等に加え、今年度は乾燥機、もみすり機も購入しています。

会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：5月19日に事務局と現地調査してきました。

農地の現況は田で2回目の更新。実績も十分あり問題ないと思います。

会 長：ありがとうございます。それでは質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

（特になし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

会 長：では全員賛成ですので、議案番号29号は原案のとおり決定通知書を町長に送付します。

次に日程第3 農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告番号37号から39号の3件、

日程第4、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号40号から48号の9件と、

日程第5、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号49号から55号の7件について、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：（報告番号37号から55号を朗読）（説明）

いずれも添付書類を含め完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたこととします。

会 長：次に日程第6、寒川町農地利用最適化推進委員選考の基準（案）について、議案番号30号を上程します。

寒川町農地利用最適化推進委員の選定については、農業委員会の総会の中で行うこととされていますので、私たちが選考します。

北部地区、中部地区、南部地区については各1名定数となっているところ、北部地区、南部地区は各1名の応募、中部地区については2名の応募がありました。

事務局の方で除斥原因を精査したところ、応募者全員、非該当でした。

よって選考するための基準についての上程となります。

事務局より案の提案をお願いします。

事務局：別紙、議案番号30号選考の基準（案）をご覧ください。

今回の選考するための基準について、先進団体の基準等を参考に作成しました。

評価事項の『居住年数』については事務局の方で農地台帳等により確認します。

『農業関係事業従事年数』から『農業に係る意欲や情熱』までは、応募書

類を転記しました候補者一覧表より農業委員の皆様で評点していただきます。

『農業関係事業従事年数』『耕作面積』については、農地法第2条第2項にあります「世帯員等」の考え方にもよることが多いと思われます。

時代とともに農家世帯も変化してきており、家族ぐるみで農業経営を行っていても、後継者の結婚等を機に住居又は生計を別にすることが多くみられるようになってきています。このような場合は、住居が別、生計が別、あるいはこの両方が別となり、従来定義してきました住居及び生計を一にする親族に該当しなくなりました。

ただ家族で行っている農業経営の実態は従来と何ら変わらないものであるため、このような場合にも農地法上世帯員と同様に扱うこととされました。

このため、住居又は生計を異にする親族であっても、2親等以内の親族の行っている農業に従事する者については、世帯員と同様の取扱いとされました。

2親等とは、別紙のとおりですので参考にしてください。

農地法上の考え方等々もありますが、『農業関係事業従事年数』『耕作面積』については、皆様が思われている農業従事年数、耕作面積で評点していただければと考えます。

また加点については、今回の制度改革の一つの柱でもある農業委員会等に関する法律第8条第7項を受け青年、女性の積極的な登用に沿ったものです。

応募書類原本につきましては、本日、事務局の方で持参していますので、ご覧いただくことは可能です。

次の議案では、皆様に選考していただくこととなりますが、選考用紙に記名、無記名について、選考の方法について、それぞれの農業委員さんが選んだ人の人数か、農業委員さんが評点した合計点かも、皆様に決めていただくこととなります。

6 番：評価事項について、再度、説明をお願いします。

局長：居住年数については、農地台帳等より事務局の方で丸を付けさせていただきます。

農業関係事業従事年数については、農業にどのくらい従事しているかです。耕作面積については、今回、非農家の方も応募は可能のため1,000㎡未満にも配点があります。

経歴等を考慮し、地域農業の発展に貢献できるか、町の農業に関する識見、農業に係る意欲や情熱の3項目については、応募書類より判断していただくこととなります。

7 番：応募書類だけでは、貢献できるか、農業に関する識見があるか、意欲や情熱があるか判断することが難しい。

局長：人に点数をつけることは非常に難しいこととは十分承知しています。

このことについては、次回の課題とさせていただきます、今回については、この応募書類で点数をお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

2 番：応募をされるのが、農業に貢献でき、識見もあり、意欲や情熱があると判断し、3点でも良いのではないかと。

3 番：加点部分については、変更できるのか。

事務局：可能です。

2 番：この基準（案）のまま、良いのではないかと。そして農業委員会としての決定なので、無記名で。

事務局：評点については、農業委員さんの合計点にしますか、もしくは人による票にしますか。

3 番：点数制で良いのではないか。点数が同点となった場合、団体推薦のある方で。
団体推薦については、その地域農家の総意だと思いますので、重要視してはどうか。

会 長：もちろん点数づけも重要ですが、やはり団体推薦については重要視すべきだと思います。
ですので、もちろんこの案で点数をつけてもらいますが、この点数については参考程度で良いのではないのでしょうか。
団体推薦のあった方を農業委員会としては選ぶ方向でいかがでしょうか。

(異議なしの声)

会 長：では寒川町農地利用最適化推進委員選考の基準（案）につきましては、この基準を採用することとします。事務局の方で基準の作成をお願いします。
選考の基準を作成の間、休憩とします。
14時50分からの再開とします。

(休憩)

会 長：では選考の基準も作成できたようですので、日程第7、寒川町農地利用最適化推進委員の選考について、議案番号31号を上程します。
まずは北部地区、南部地区の候補者については、除斥原因もないことから評点せずに、そのまま候補者としてよろしいでしょうか。
発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。北部地区、南部地区の候補者については、応募者を選考することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、北部地区、南部地区については応募者を選考することに決定します。
中部地区については、事務局より選考の基準表の配布をお願いします。

事務局：(配布)

会 長：それでは皆様で評点していただき、事務局の方へ提出をお願いします。

(全員提出)

会 長：では全員提出されましたので、事務局の方で取りまとめをお願いします。

事務局：(取りまとめ、終了)

会 長：事務局より取りまとめが終了しましたので、発表します。
応募順に
候補者 ■■■■■さん 得点■■■■点
候補者 ■■■■■さん 得点■■■■点 となりました。

	<p>何か発言等ある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問等なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号30号でも話がありましたが、基準表の得点につきましては参考程度とし、農業委員会としては団体推薦のあった方を候補者にするに決定いたしましたので、中部地区については団体推薦のあった[]さんを選考することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、中部地区については[]さんを選考することに決定します。 最後に、その他として審議事項はありますか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会 長：以上をもちまして平成29年第5回寒川町農業委員会定例総会を閉会します。</p>
資 料	1. 平成29年第5回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 吉田 勝己

議事録署名人 後藤 進

本議事録は、平成29年6月26日、承認・署名を得て確定しました。